

2026 年岩手県大槌町の林野火災により
被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

2026 年岩手県大槌町の林野火災により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社はこの本災害の影響により災害救助法が適用された岩手県上閉伊郡大槌町において、被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を実施させていただきます。

このたび、この火災が激甚災害（局激）に指定されたことを踏まえ、特別措置について改めてお知らせいたします。

1. 特別措置の対象地域

災害救助法に指定された地域

内閣府もしくは、東北電力株式会社ホームページにて確認ください。

2. 特別措置の内容

東北電力株式会社が適用する内容と同様

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

《丸紅新電力 問合せ窓口》

【法人のお客さま】

TEL：03-3282-2350

（受付時間 月～金曜日：9:30～17:30 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

【個人のお客さま】

ナビダイヤル：0570-000-821 （ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909）

（受付時間 月～金曜日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 ※日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

【参考リンク】

東北電力株式会社 東北電力ネットワークからのお知らせ

[令和8年4月22日に発生した岩手県大槌町林野火災により被災されたお客さまに対する託送料金等の特別措置について | 東北電力ネットワーク](#)

なお、今後、適用地域等の追加があった場合は、同様の措置拡大を行わせていただきます。

※詳細および最新情報は[内閣府のホームページ](#)にてご確認ください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。